

十九 八七 六五四

初	利	發	發	種	額	払	發
期		行		類	面	込	
利		行			金		行
子	率	価			額	金	
		格	日		の	額	額

す 次 そ が 金 と 平 年 十 額 平 円 五 二 額
る 号 の 銀 額 し 成 ○ 六 面 成 、 万 千 面
期 及 翌 行 を 、 十 ・ 錢 金 十一 円 三 金
日 び 嘗 休 支 次 五 三 額 四 億 、 百 九 領
に 第 業 業 払 の 年 パ 百 年 十 九 で 二
つ 十 日 日 う 算 三 一 円 九 月 及 び 二
い 二 に に 。 式 月 セ に 二 十 九 千 一
て 号 支 当 た に 二 ン つ 二 十 四 億 一
同 に 払 た だ よ 十 ト き 九 十 一 百 一
じ お う る し り 日 九 日 円 二 百 一
. 。 い へ と 、 算 を 九 十 六 万 円
て 以 き 支 出 支 の 六 種 千
規 下 は 払 し 払 九 円 千
定 、 、 期 た 期 九 万

— — —

発行方の法規及びその根拠

回利付國庫債券（五年）（第二十二回）
財政融資資金特別會計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一
條第一項
国民年金法等の一部を改正する
法律（平成十二年法律第十八号）
附則第三十七条第一項の規定に
基づき厚生労働大臣から年金資
金運用基金に寄託された資金に
よる引受け

財務省告示第三百七八号
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平成十四年九月二十日に發行した利付國債の發行条件等を次のとおり告示する。
。

十 十 十 十
五 四 三 二 一

払 払 元 償 償 後 第
込 場 利 還 還 の 二
期 所 金 金 期 利 期
日 支 額 限 子 以

平取国日額平利てを毎成扱債本面成子、支年十店代銀金十をそ払三四並理行額九支の期月年び店の百年払日と二九に及本円九う以し十月取りび店に月。前、日二扱国、つ二六各及十郵債支き十月支び日便元店百日間払九局利、円に期月金代理支店、属に二すお十るい日